

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

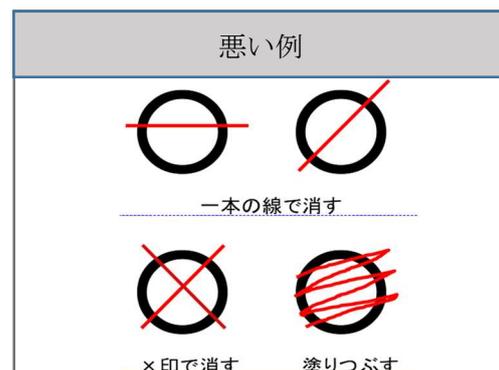
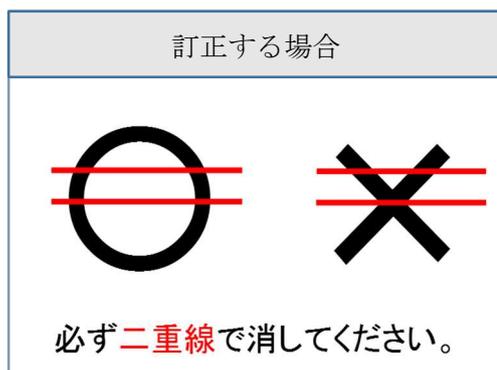
試験実施日 令和7年7月16日

事業者名 _____

受験者名 _____

【注意事項】

1. 試験時間は、45分間です。
2. 解答はボールペンで記載して下さい。
3. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないで下さい。
4. 問題用紙は、表紙を含めて5枚です。
5. 問題用紙は、持ち帰らないで下さい。
6. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。



事務処理欄		
		/ 30

中部運輸局

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を
() 内に記入して下さい。

- 1 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。
()
- 2 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。
()
- 3 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
()
- 4 一般貸切旅客自動車運送事業の廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。
()
- 5 乗車定員十一人以上の事業用自動車の使用者は、保有車両一両以上であれば、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなければならない。
()
- 6 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも1回対面による点呼と同等の効果をもつものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあっては電話その他の方法）により点呼を行わなければならない。
()
- 7 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。
()
- 8 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
()

- 9 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないが、契約相手方である旅行会社等と特別の契約がある場合については、遅滞なく国土交通大臣に届け出ることにより、その運賃及び料金によることができる。
()
- 10 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。
()
- 11 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。
()
- 12 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。
()
- 13 旅客自動車運送事業者は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車に運行の安全の確保に関する業務の実行に係る基準に関する規程を定めなければならない。
()
- 14 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
()
- 15 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
()

問2 次の設問に、法及び規則並びに告示等の文のとおり正しい語句を（ ）に記載して下さい。

- 16 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（ ）を受け、報告をしなければならない。

- 1 7 一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は（ ）時間を超えないものとする。ただし高速道路等を運行する場合を除く。
- 1 8 旅客自動車運送事業者が使用する自動車が（ ）人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。
- 1 9 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（ ）日以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。
- 2 0 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその（ ）を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

問3 以下の各設問の（ ）内に、正しい語句を〔 〕枠内から選択し、記号を記入して下さい。

- 2 1 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の（ ）をしてはならない。

[A. 割引 B. 払戻し C. 割戻し]

- 2 2 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（ ）を図ることを目的とする。

[A. 事業者の利便 B. 従業員の利便 C. 旅客の利便]

- 2 3 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、（ ）の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。

[A. 運行管理者 B. 整備管理者 C. 従業員]

- 2 4 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を（ ）結果を生ずる競争をしてはならない。

[A. 助長する B. 阻害する C. 確保する]

25 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める（ ）に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

[A. 自動車の運転 B. 事業計画 C. 運行管理]

26 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ ）以内に管轄する地方運輸局長（国土交通大臣）に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。

[A. 三十日 B. 六十日 C. 百日]

27 旅客自動車運送事業者は、（ ）の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

[A. 経営の責任者 B. 整備の責任者 C. 運行の責任者]

28 「旅客自動車運送事業」とは、（ ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

[A. 自己の目的 B. 自治体等の要請 C. 他人の需要]

29 一般貸切旅客自動車運送事業者は、（ ）を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

[A. 営業所の位置及び名称 B. 営業所ごとに配置する事業用自動車の数
C. 自動車車庫の位置及び収容能力]

30 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運手者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を（ ）により記録し、かつ、その内容を記録した電磁的記録を3年間保存しなければならない。

[A. 乗務記録 B. 運行記録計 C. 運行指示書]

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題(回答)

試験実施日 令和7年7月16日

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。

- 1 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。
(○) [運輸規則第50条]
- 2 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。
(○) [法第33条]
- 3 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
(×) [法第35条]
- 4 一般貸切旅客自動車運送事業の廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。
(○) [施行規則第25条]
- 5 乗車定員十一人以上の事業用自動車の使用者は、保有車両一両以上であれば、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなければならない。
(○) [車両法第50条、車両法施行規則第31条の3]
- 6 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも1回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあっては電話その他の方法）により点呼を行わなければならない。
(○) [運輸規則第24条]
- 7 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。
(○) [運輸規則第15条]

- 8 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (×) [法第11条]
- 9 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないが、契約相手方である旅行会社等と特別の契約がある場合については、遅滞なく国土交通大臣に届け出ることにより、その運賃及び料金によることができる。
- (×) [法第9条の2、施行規則第10条の2]
- 10 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。
- (×) [運輸規則第7条の2]
- 11 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。
- (×) [法第36条]
- 12 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。
- (○) [運輸規則第47条]
- 13 旅客自動車運送事業者は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の実行に係る基準に関する規程を定めなければならない。
- (○) [運輸規則48条の2]
- 14 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
- (○) [法第12条、運輸規則第4条]
- 15 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
- (○) [運輸規則第21条]

問2 次の設問に、法及び規則並びに告示等の文のとおり正しい語句を（ ）に記載して下さい。

16 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（ 点呼 ）を受け、報告をしなければならない。

[運輸規則第50条]

17 一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は（ 4 ）時間を超えないものとする。ただし高速道路等を運行する場合を除く。

[改善基準告示第5条第1項第6号]

18 旅客自動車運送事業者が使用する自動車が（ 1 ）人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

[事故報告規則第4条]

19 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（ 15 ）日以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

[運輸規則第68条]

20 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその（ 更新 ）を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

[法第8条]

問3 以下の各設問の（ ）内に、正しい語句を〔 〕枠内から選択し、記号を記入して下さい。

21 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の（ C ）をしてはならない。

[A. 割引 B. 払戻し C. 割戻し]

[法第10条]

22 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保すること

により、輸送の安全及び（ C ）を図ることを目的とする。

[A. 事業者の利便 B. 従業員の利便 C. 旅客の利便]

[運輸規則第 1 条]

2 3 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、（ B ）の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。

[A. 運行管理者 B. 整備管理者 C. 従業員]

[運輸規則第 4 5 条]

2 4 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を（ B ）結果を生ずる競争をしてはならない。

[A. 助長する B. 阻害する C. 確保する]

[法第 3 0 条]

2 5 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める（ A ）に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

[A. 自動車の運転 B. 事業計画 C. 運行管理]

[運輸規則第 3 8 条]

2 6 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ C ）以内に管轄する地方運輸局長（国土交通大臣）に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。

[A. 三十日 B. 六十日 C. 百日]

[報告規則第 2 条]

2 7 旅客自動車運送事業者は、（ A ）の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

[A. 経営の責任者 B. 整備の責任者 C. 運行の責任者]

[運輸規則第 2 条の 2]

2 8 「旅客自動車運送事業」とは、（ C ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を

運送する事業をいう。

[A. 自己の目的 B. 自治体等の要請 C. 他人の需要]

[法第2条]

- 29 一般貸切旅客自動車運送事業者は、(B) を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

[A. 営業所の位置及び名称 B. 営業所ごとに配置する事業用自動車の数
C. 自動車車庫の位置及び収容能力]

[運送法第15条 運送法施行規則第15条の2第1項第2号]

- 30 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運手者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を(B)により記録し、かつ、その内容を記録した電磁的記録を3年間保存しなければならない。

[A. 乗務記録 B. 運行記録計 C. 運行指示書]

[運輸規則第26条]